長期医療保険 ぺっこぷらす ご契約の手引き〔契約概要・注意喚起情報〕

この「ご契約の手引き」には、ご契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

契約概要

1．保険の仕組み・引受条件

長期医療保険「ぺっこぷらす」は、病気やケガによる入院・手術、ケガによる通院、死亡を保障する医療保険です。

保険期間	終身
加入口数の範囲	基本契約　1口～10口
給付金の種類 お支払い事由	**[基本入院給付金]　日額1,000円～10,000円** 病気やケガの治療のため入院した場合 ●お支払いの限度は、1回の入院で120日分（満80歳以降は60日分） ●保険期間中の通算支払限度は、病気入院とケガ入院それぞれ1,000日分
	[手術給付金]　10,000円～100,000円 基本入院給付金が支払われる入院中に手術を受けた場合 ●診察報酬点数1,400点以上の手術が対象 ●お支払いは、1入院期間につき1回
	[通院給付金]　日額1,000円～10,000円 基本入院給付金が支払われるケガ入院の退院後90日以内に通院した場合 ●お支払いの限度は、1入院につき30日分
	[健康祝金]　5,000円～50,000円 責任開始日から5年ごとの契約応当日に生存していた場合
	[死亡給付金]　10,000円～100,000円 保険期間中に死亡した場合

※健康に関する告知事項
・該当しない方：最高10口までご加入いただけます。
・該当する方：ご加入いただけません。

(1)保険契約者になれる方
契約日において、岩手県内に就業または居住している満15歳以上の方
(2)被保険者になれる方
①契約日において満71歳以下の方
②契約日において次のいずれかに該当する方
保険契約者、保険契約者の配偶者、保険契約者と生計を一にする家族

2．給付金をお支払いする場合

■基本入院給付金

責任開始日以後に発病した疾病、または責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、1日以上病院等に入院された場合に、基本入院給付金をお支払いします。

支払額＝基本入院給付金日額（1口あたり1,000円）×入院日数
注：4日未満の入院は4日分をお支払いします。

※傷害入院とは、不慮の事故を直接の原因として、当該発生日から180日以内に開始した入院をいいます。
疾病入院とは、傷害入院以外の入院をいいます。

(1)1回の入院とみなす場合
①疾病入院による基本入院給付金の給付最終日の翌日から起算して180日以内に疾病入院を開始したときは、その入院の原因にかかわらず継続した1回の入院とみなします。
※給付最終日とは基本入院給付金の支払対象となる最後の日をいいます。
②傷害入院による基本入院給付金の給付最終日の翌日から起算して180日以内に同一の原因による傷害入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
③基本入院給付金の給付最終日の翌日から起算して180日を経過して入院していたときは、その日から新たに入院を開始したものとみなします。
④基本入院給付金が支払われる入院の期間中に、異なる疾病を併発したときは、当初の入院と同一の原因による継続した1回の入院とみなします。
⑤基本入院給付金が支払われる入院の期間中に、異なる傷害入院を開始したときは、その入院を開始した日から新たな入院とみなし、当初の入院と新たな入院との重複する期間については、当初の入院の基本入院給付金はお支払いしません。
⑥転院により入院した場合、転院前の入院から継続した同一の疾病または傷害による1回の入院とみなします。

■手術給付金

基本入院給付金が支払われる入院中に、入院の直接の原因となった疾病または傷害の治療を目的として病院等で手術された場合に、手術給付金をお支払いします。ただし、公的医療保険制度にもとづく手術料の算定対象であり、診療報酬点数が1,400点以上の手術を対象とします。

支払額＝基本入院給付金日額の10倍相当額（1口あたり10,000円）

(1)被保険者が同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。
(2)被保険者が受けた手術が、一連の手術（*）に該当する場合は、支払金額の高いいずれか1つの手術について手術給付金をお支払いします。
(3)被保険者が受けた手術が、診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当する場合は、その手術料の算定開始日に対して手術給付金をお支払いします。
(*)一連の手術
同一の手術を複数回受けた場合で、当該手術が診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。

■通院給付金

基本入院給付金が支払われる傷害入院の退院日の翌日から起算して90日以内に、入院の直接の原因となった傷害の治療を目的として病院等に通院された場合に、通院給付金をお支払いします。

支払額＝通院給付金日額（1口あたり1,000円）×通院日数

(1)通院給付金が支払われる通院の対象期間内に疾病または傷害の治療を目的とした入院を開始したときは、その入院の原因にかかわらず、入院開始日の前日までを通院の対象期間とします。
(2)次の場合、通院給付金は重複してお支払いしません。
・被保険者が同一の日に2回以上の通院をしたとき
・被保険者が2以上の疾病または傷害の治療を目的とした1回の通院をしたとき
(3)被保険者が入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であるか否かにかかわらず、通院給付金はお支払いしません。

■健康祝金

被保険者が責任開始日から起算した5年ごとの年単位の契約応当日において生存していた場合に、健康祝金をお支払いします。

支払額＝基本入院給付金日額の5倍相当額（1口あたり5,000円）

■死亡給付金

被保険者が保険期間中に死亡した場合に、死亡給付金をお支払いします。

支払額＝基本入院給付金日額の10倍相当額（1口あたり10,000円）

※被保険者が死亡した場合、この保険契約は終了します。

■証明書費用

給付金を請求するためにハピネス共済会または病院もしくは診療所所定の証明書原本を提出したときは、入院日から退院日までの1入院期間について5,000円を限度に、また、1通院期間（退院日の翌日から90日間）について5,000円を限度に費用を補助します。

3．給付金をお支払いできない場合

■基本入院給付金

(1)被保険者または保険契約者の故意または重大な過失によるとき
(2)被保険者または保険契約者の犯罪行為によるとき
(3)被保険者の自殺行為または私闘によるとき
(4)被保険者の統合失調症、統合失調症型障害を原因とするとき
(5)契約日前に被保険者または保険契約者に判明していた先天性の異常（発育の異常、発育不全を含む）を原因するとき
(6)検査を目的とし治療を伴わないもの、美容を目的とするもの、正常分娩によるもの
(7)被保険者の精神作用物質の使用を原因とする事故
(8)被保険者の泥酔を原因とする事故
(9)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転または操縦をしている間に生じた事故

(10)被保険者が法令に定める酒気帯びで運転または操縦をしている間に生じた事故
(11)原因の如何を問わず、頸部症候群（むちうち症、頸椎捻挫など）または腰痛もしくは背痛で、他覚症状のないもの
(12)次の職業従事者の就業中に発生した事故
※力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
(13)告知義務違反によるとき

■手術給付金
基本入院給付金をお支払いできない場合に該当する入院中の手術

■通院給付金
基本入院給付金をお支払いできない場合に該当する退院後の通院

■死亡給付金
(1)保険契約者の故意によるとき（被保険者が保険契約者と同一である場合を除く）
(2)死亡給付金受取人の故意によるとき
(3)被保険者の犯罪行為によるとき
(4)次の職業従事者の就業中に発生した事故
※力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

4．加入口数の変更
保険期間の途中で、加入口数を減口することはできますが、増口はできません。

5．保険契約の無効
保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。

6．満期返戻金・解約返戻金・配当金
この「ぺっこぷらす」には、満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報

1．クーリングオフについて
保険契約申込者または保険契約者（保険契約者等といいます）は、すでに申込みをした保険契約について、申込日を含めてその日から８日以内であれば、その申込みの撤回または解除（クーリングオフ）をすることができます。
クーリングオフをする場合は、保険契約者等は書面に契約の種類、申込日、保険契約者等の氏名および住所とともにクーリングオフする旨を明記し、保険契約者等の署名捺印のうえ、ハピネス共済会に提出してください。
クーリングオフが認められた場合、当該契約は成立しなかったものとして、すでに初回保険料が払い込まれている場合は、保険契約者等に初回保険料をお返しします。

2．契約締結時における主な注意事項
(1)ご契約時に重要な事項をハピネス共済会にお申出いただく義務（告知義務）
お申込み手続きの際に記載いただく事項のうち、知っている事実が記載されていない場合、または事実と異なっている場合には、ハピネス共済会は保険契約を解除することができます。この場合、給付金の支払いを行いません。お申込み手続きにあたっては十分にご注意ください。
(2)詐欺による取消し
保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、ハピネス共済会は保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。
(3)保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。
(4)重大事由による解除
次に該当する場合、ハピネス共済会は保険契約を解除することができます。この場合、重大事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金の支払いを行いません。
①詐欺目的での事故招致
保険契約者または被保険者が給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致したとき
②請求時の詐欺行為
この保険契約の給付金の請求に関し、その給付金の受取人が詐欺行為をしたとき
③上記①②と同等の事由
保険契約者または被保険者に対するハピネス共済会の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とするとき
④反社会的勢力
保険契約者または被保険者が反社会的勢力に該当する場合

3．契約締結後における主な注意事項
(1)ご契約後にご契約内容の変更が生じた場合
次の場合は、遅滞なくハピネス共済会にご連絡ください。
①保険契約者または被保険者が住所・通信先を変更されたとき
②保険契約者または被保険者の改姓・改名
(2)責任開始日
ハピネス共済会が保険契約の申込みを承諾した場合には、第１回保険料を受け取った日の翌月１日から保険契約における保障が開始されます。
(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い
第２回目以降の保険料の払込期日は、その保険料を充当すべき月の前月末日です。期日までに払込みがない場合、未払込みの保険料が充当されるべき月の翌月末日までを払込猶予期間とします。払込猶予期間中に保険料が払込まれないときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効します。この保険には、契約の復活の取扱いはありません。

4．給付金支払い事由が発生した場合の手続き
(1)給付金のご請求について
給付金の支払事由に該当したときは、ハピネス共済会へ連絡してください。給付金請求等の必要書類をお送りしますので、給付金受取人は遅滞なく給付金の支払いを請求してください。
※給付金の支払事由が生じた後、３年以内に給付金の支払請求を行わなかった場合には、請求権は時効により消滅します。
(2)給付金のお支払いにあたって
ハピネス共済会は、給付金のお支払いに必要な書類が到着した日の翌日から起算して30日以内に給付金を給付金受取人にお支払いします。ただし、給付金の額を確定するために調査を必要とする場合には、その内容を通知の上、事由ごとに定めた日数を限度にお支払い時期を延長させていただく場合があります。
(3)給付金代理請求人
給付金受取人が給付金を請求できない特別の事情があるときは、給付金代理請求人は、被保険者の同意を得て契約者の代理人として給付金を請求することができます。
(4)保険料払込猶予期間中の給付金のお支払い
保険料の払込猶予期間中に給付金の支払事由が発生し、給付金の請求を受けた場合、ハピネス共済会は未払込みの保険料が収納されたのちに給付金の支払いを行います。

5．保険契約の解約
保険契約者は、いつでも保険契約を解約することができます。解約をするときは、所定の書類をハピネス共済会にご提出いただきます。解約日の属する月の翌月以降の保険料を既にハピネス共済会が受領している場合は、当該保険料を保険契約者に返金します。なお、この保険契約に解約返戻金はありません。

6．非常な出来事の場合
戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により給付金の支払事由に該当した場合には、給付金の金額を削減してお支払いすること、もしくは給付金の全額をお支払いしないことがあります。

7．保険料の増額又は給付金の減額等
ハピネス共済会は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、ハピネス共済会の定めるところにより、保険期間中において主務官庁の認可を得て、保険料を増額しまたは給付金額を減額する変更を行うことがあります。

8．個人情報に関する取り扱い
ハピネス共済会は、個人情報保護の重要性を認識するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守し、お客様からご信頼をいただけるよう個人情報の取り扱いに関する方針に基づき、お預かりしているお客様に関する情報の適正な管理・利用・保護に努めています。

9．ハピネス共済会の保険契約
(1)ハピネス共済会の保険契約は、保険業法に定める認可特定保険業者が行う保険です。
(2)ハピネス共済会の保険契約は、「保険契約者保護機構」による補償の対象ではありません。
(3)ハピネス共済会の保険契約は、所得税法等に基づく「生命保険料控除」の対象ではありません。

ハピネス共済会（一般財団法人 ハピネス共済会）
〒020-0821 岩手県盛岡市山王町10番6号 山王ハイツ
TEL.019-652-3195・FAX.019-654-7262
http://www.happiness.or.jp
0120-413816（ヨイサーハイロー）
受付時間 9:00 ～ 17:15（土・日・祝日・年末年始等を除く）